

「地域密着型特別養護老人ホーム ベネヴィータ王慈」
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(倉敷市指定 第 3390201139 号)

当施設はご契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明
します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定
された方が対象となります

◆◆目次◆◆

1.施設経営法人		1
2.ご利用施設		2
3.居室の概要		2
4.職員の配置状況		3
5.当施設が提供するサービスと利用料金		4
6.施設を退所していただく場合(契約の終了について)		9
7.残置物引取人		11
8.苦情の受付について		11

1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 王慈福祉会
- (2)法人所在地 岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号
- (3)電話番号 086-473-9000
- (4)代表者氏名 理事長 胡 谷 俊 樹
- (5)設立年月 平成6年6月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成27年5月1日指定
倉敷市指定 3390201139 号
- (2) 施設の目的 介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。
- (3) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム ベネヴィータ王慈
- (4) 施設の所在地 岡山県倉敷市児島田の口7丁目6番39号
- (5) 電話番号 086-477-9500
- (6) 施設長(管理者)氏名 高橋和巳
- (7) 当施設の運営方針
「こころゆたかに、すこやかに。」
生まれてきたからには、誰もが幸せに満ちた人生を生きてほしい。
力強く重ねてきたその年輪を、大きな尊厳と誇りで満たしてほしい。
一日の終わりに、また明日が待ち遠しくなるような気持ちになってほしい。
そのために私たちはお手伝いをしてまいります。
- (8) 開設年月 平成27年5月1日
- (9) 入所定員 29人

3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要
当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。
入居される居室は、原則として1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	29室	ユニット型個室29床
合計	29室	
共同生活室	6室	各ユニットに2室
地域交流ホール	1室	
浴室	5室	一般浴、リフト付一般浴、 機械浴(臥床式特殊浴槽)
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更: ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2)利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費・施設・設備(個人使用のもの)

☆ 理美容代 実費

☆ 日常生活費ならびにその他の便宜的費用

- ・ 個人の新聞、雑誌、嗜好品、化粧品、電話、日用品等 実費
- ・ 希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する費用
(クラブや行事の材料費 等) 実費
- ・ 健康管理費(インフルエンザ予防接種費用 等) 実費
- ・ 私物の外部クリーニング費用 実費
- ・ 個人の記録等のコピー費用 1枚10円
- ・ おやつ代(希望者) 150円
- ・ 持ち込み電気機器光熱費
 - テレビ 1日22円
 - パソコン(デスクトップ型) 1日 5円
 - パソコン(ノート型) 1日 2円
 - 冷蔵庫 1日30円
 - インターネット使用料 1ヶ月100円

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、施設に備え付けの設備・備品
以外で、ご利用希望の際は、ご契約者に別途実費をご負担いただく場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、
以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現行	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	9名以上	※名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	1名	※名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 医師	1名	1名
7. 管理栄養士	1名	1名
8. 介護支援専門員	1名	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	健康管理及び療養上の指導を行います
2. 介護職員 及び 看護職員 ・ 機能訓練指導員	早出 : 6:30～15:30 7:00～16:00 7:30～16:30 日勤 : 8:00～17:00 8:30～17:30 9:00～18:00 10:00～19:00 10:30～19:30 11:00～20:00 12:00～21:00 遅出 : 13:00～22:00 夜勤 : 22:00～翌8:00 夜間・・・各階に常時1名配置しています 看護師・・・緊急時に連絡体制を整えています
3. 生活相談員 及び 介護支援専門員	8:30～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第3条参照)*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常7割～9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①居室の提供

全室個室のお部屋をご用意させていただきます。

②食事

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間)

朝食 : 8:00 昼食 : 12:00 夕食 : 18:00

※食事の時間以外の時間でも体調や希望に応じ対応します。

③入浴

- 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ※ご入居者の心身状況により入浴回数や時間帯は希望に応じ対応します。

④排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

<表3>(ユニット型個室)

地域密着型特別養護老人ホーム ベネヴィータ王慈 料金表

ユニット型個室(第4段階)

令和6年8月より

介護保険3割負担			実費負担分				左記合計額の内 14%の 処遇改善加算(Ⅰ)(30日)
	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料 (30日)	
要介護 1	2,046	345	1,700	2,096	6,488	196,244	10,115
要介護 2	2,259	345	1,700	2,096	6,728	203,528	11,009
要介護 3	2,484	345	1,700	2,096	6,981	211,223	11,954
要介護 4	2,703	345	1,700	2,096	7,228	218,713	12,874
要介護 5	2,913	345	1,700	2,096	7,465	225,895	13,756

↑トイレ付きの部屋の場合1日2,196円となります。

ユニット型個室(第4段階)

介護保険2割負担			実費負担分				左記合計額の内 14%の 処遇改善加算(Ⅰ)(30日)
	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料 (30日)	
要介護 1	1,364	230	1,700	2,096	5,591	168,789	6,743
要介護 2	1,506	230	1,700	2,096	5,751	173,646	7,340
要介護 3	1,656	230	1,700	2,096	5,920	178,776	7,970
要介護 4	1,802	230	1,700	2,096	6,084	183,769	8,583
要介護 5	1,942	230	1,700	2,096	6,242	188,557	9,171

↑トイレ付きの部屋の場合1日2,196円となります。

ユニット型個室(第4段階)

令和6年8月より

介護保険1割負担

実費負担分

	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料 (30日)	左記合計額の内 14%の 処遇改善加算(Ⅰ)(30日)
要介護 1	682	115	1,700	2,096	4,693	141,335	3,372
要介護 2	753	115	1,700	2,096	4,773	143,763	3,670
要介護 3	828	115	1,700	2,096	4,858	146,328	3,985
要介護 4	901	115	1,700	2,096	4,940	148,824	4,291
要介護 5	971	115	1,700	2,096	5,019	151,218	4,585

↑トイレ付きの部屋の場合1日2,196円となります。

ユニット型個室(第3段階②)

介護保険1割負担

実費負担分

	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料 (30日)	左記合計額の内 14%の 処遇改善加算(Ⅰ)(30日)
要介護 1	682	115	1,360	1,370	3,627	109,355	3,372
要介護 2	753	115	1,360	1,370	3,707	111,783	3,670
要介護 3	828	115	1,360	1,370	3,792	114,348	3,985
要介護 4	901	115	1,360	1,370	3,874	116,844	4,291
要介護 5	971	115	1,360	1,370	3,953	119,238	4,585

ユニット型個室(第3段階①)

介護保険1割負担

実費負担分

	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料 (30日)	左記合計額の内 14%の 処遇改善加算(Ⅰ)(30日)
要介護 1	682	115	650	1,370	2,917	88,055	3,372
要介護 2	753	115	650	1,370	2,997	90,483	3,670
要介護 3	828	115	650	1,370	3,082	93,048	3,985
要介護 4	901	115	650	1,370	3,164	95,544	4,291
要介護 5	971	115	650	1,370	3,243	97,938	4,585

ユニット型個室(第2段階)

介護保険1割負担

実費負担分

	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料 (30日)	左記合計額の内 14%の 処遇改善加算(Ⅰ)(30日)
要介護 1	682	115	390	880	2,167	65,555	3,372
要介護 2	753	115	390	880	2,247	67,983	3,670
要介護 3	828	115	390	880	2,332	70,548	3,985
要介護 4	901	115	390	880	2,414	73,044	4,291
要介護 5	971	115	390	880	2,493	75,438	4,585

ユニット型個室(第1段階)

介護保険1割負担

実費負担分

	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料 (30日)	左記合計額の内 14%の 処遇改善加算(Ⅰ)(30日)
要介護 1	682	115	300	880	2,077	62,855	3,372
要介護 2	753	115	300	880	2,157	65,283	3,670
要介護 3	828	115	300	880	2,242	67,848	3,985
要介護 4	901	115	300	880	2,324	70,344	4,291
要介護 5	971	115	300	880	2,403	72,738	4,585

※ 上記の加算合計には、看護体制加算Ⅰイ(12円・24円又は36円/日)、夜間職員配置加算Ⅱイ(46円・92円又は138円/日)、日常生活継続支援加算Ⅱ(46円・92円又は138円/日)、栄養マネジメント強化加算(11円・22円又は33円/日)が含まれています。

※ 1ヶ月あたりの利用料は30日で計算しています。

※ 科学的介護推進加算Ⅱ(50円・100円又は150円/月)、褥瘡マネジメント加算Ⅰ(3円・6円又は9円/月)、排せつ支援加算Ⅰ(10円・20円又は30円/月)、口腔衛生管理加算Ⅱ(110円・220円又は330円/月)は、1ヶ月の利用料欄に合計されています。

第4段階	第1、2、3段階以外の方
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額+年金の収入額が120万円超の方
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額+年金の収入額が80万円超120万円以下の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額+年金の収入額が80万円以下の方
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金又は生活保護を受給している方

①	入院(外泊)の際は上記の自己負担は掛かりませんが、入院(外泊)の翌日から6日間は、1日246円、492円又は738円の外泊加算が掛かります。(複数の月にまたがる場合は最大で12日間)
②	新入所日及び30日以上入院をした後の退院日から30日間は、最大1日30円、60円又は90円の初期加算が掛かります。
③	医師の指示に基づき、経管栄養から経口摂取への移行が行われているときは、1日28円、56円又は84円(180日間)の経口移行加算が掛かります。180日以降に経口摂取が行われている場合は、引き続き経口移行加算が掛かります。
④	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合は1食6円、12円又は18円の療養食加算がかかります。
⑤	若年性認知症入所者受入加算(120円・240円又は360円/日)、在宅・入所相互利用加算(30円・60円又は90円/日)、看取り加算は対象者のみ掛かります。
※	上記①～⑤の加算は対象の方のみ頂きますので合計加算には含まれていません。

★ **介護職員の処遇改善等に関する見直し(要介護) 合計額には14%相当の処遇改善加算が含まれています。**

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(契約書第18条、第21条参照)

1.サービス利用料金	2,460円
2.うち、介護保険から給付される額	2,214円
3.自己負担額(1.-2.)	1割の方 246円
	2割の方 492円
	3割の方 738円

入院、外泊時に居室を確保される場合は、居住費をいただきます。利用者負担第1段階～第3段階までの方で福祉施設外泊時費用算定時には、通常の負担限度額をいただきます。それ以外の期間(第4段階以上の方は1日目からの徴収になります)は、1日当たりユニット型個室2,036円又はトイレ付き部屋2,136円を負担していただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

【理髪・美容サービス】

理容師、美容師による出張または外出によるサービス(調髪、顔剃、洗髪、パーマ)をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 実費

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。3.(2)参照ください。

入所中のおむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)

ご契約者の要介護度と サービス利用料金 ユニット型	要介護度1 6,610円	要介護度2 7,300円	要介護度3 8,030円	要介護度4 8,740円	要介護度5 9,420円
---------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

中国銀行 児島支店 普通預金 口座2334824

社会福祉法人 王慈福社会

理事長 胡 谷 俊 樹

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：中国銀行 ゆうちょ銀行

(4)入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 翠洋会 大滝医院
所在地	岡山県倉敷市児島田の口3丁目8番30号
診療科	内科
医療機関の名称	石井歯科
所在地	岡山県倉敷市児島田の口5丁目7番30号

6.施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第13条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合(但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、平成17年3月31日までは適用されません。)
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解)(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には。退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合は即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご入居者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所をしていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払わない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について*(契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

(一日1割の方246円・2割の方492円・3割の方738円)

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第17条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7.残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引っ越しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8.苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

【職名】 生活相談員 野村 湊

○受付時間

毎日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを事務所受付に設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

倉敷市 介護保険課	所在地	倉敷市西中新田640
	電話番号	086-426-3343
	受付時間	8:30～17:15(国民の祝日をのぞく月～金)

岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町17-5
	電話番号	086-223-8811
	受付時間	9:00～17:00(国民の祝日をのぞく月～金)
岡山県社会福祉 協議会 (運営適正化委員会)	所在地	岡山市北区南方2-13-1
	電話番号	086-226-9400
	受付時間	9:00～17:00(国民の祝日をのぞく月～金)

(3) 第三者委員

氏名 藤島浩二

TEL 086-473-2246

令和 年 月 日

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

地域密着型特別養護老人ホーム ベネヴィータ王慈

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供開始に同意しました。また、契約書第8条第2、3項について同意します。

契約者 住所

氏名

身元保証人 住所

氏名

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第34号(平成18年3月14日)の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階
(2) 建物の延べ床面積 2750.69㎡

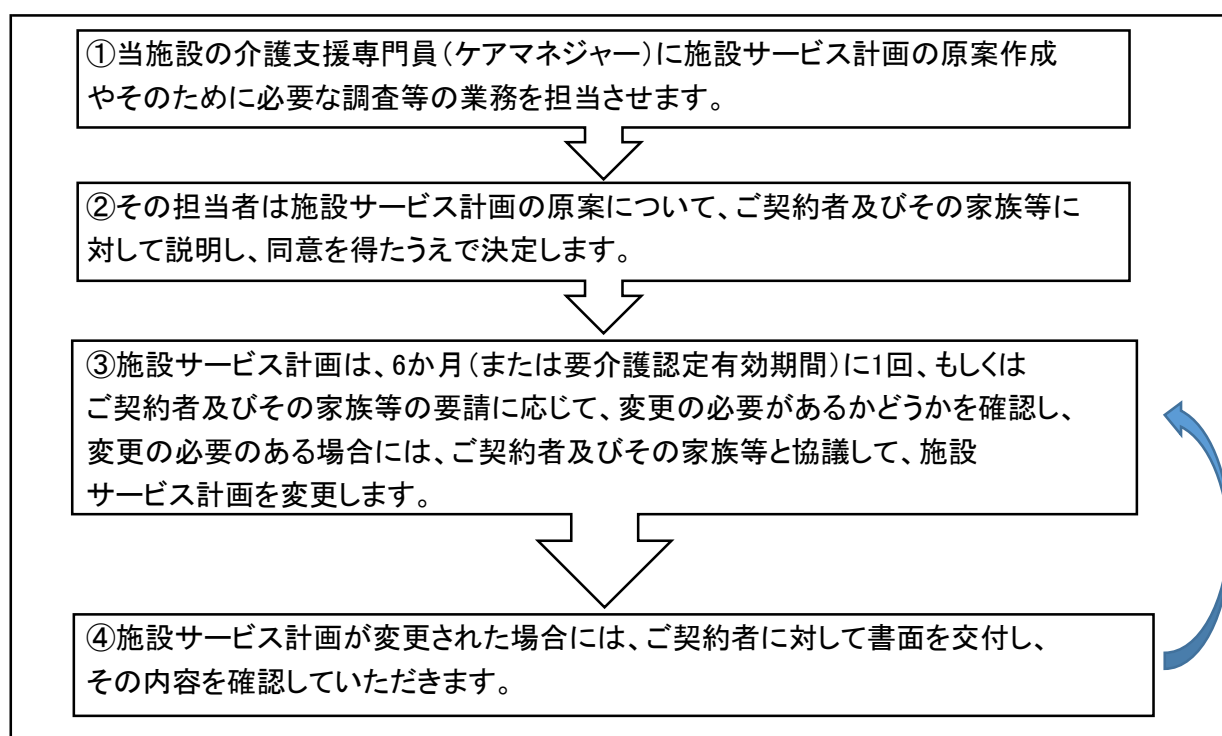
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員** …… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員または看護職員を配置しています。
- 管理栄養士** …… ご契約者の方の栄養管理と健康状態により食事に関わる相談を行います。他職種との連携をはかりご契約者の栄養食事に関わる計画を作成、管理します。
- 生活相談員** …… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活相談員を配置しています。
- 看護職員** …… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。1名以上の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員** …… ご契約者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。
- 介護支援専門員** …… ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
- 医師** …… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師(嘱託)を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。
「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。
(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 9:00～18:00 (11:30～13:00を除く)

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。また、利用者あて差し入れにつきましては、利用者の安全の観点から一度職員に声をかけてください。

(2) 外出・外泊(契約書第21条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき1割の方246円・2割の方492円・3割の方738円(介護保険から給付される費用の一部)と居住費(外泊加算適応時には通常の負担額、それ以降の期間は基準費用額)をご負担いただきます。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日まで申し出があった場合には、重要事項説明書5<サービス利用料金(1日あたり)>に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第9条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員は他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(6) 損害賠償について(契約書第10条、第11条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害・事故等については、事業者は速やかに市町村ならびにご家族に通知するとともに、必要な措置を行い、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。